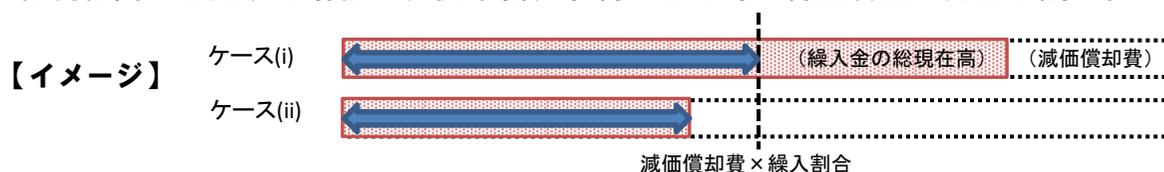


- 建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金に対し一般会計等から繰入金を受ける場合、当該繰入金を「補助金等の例により整理するもの」とされている。(則 § 21③)
- 補助金等と同様に個別の資産に着目すると、企業債の償還に据置期間がある場合、据置期間中は“減価償却費に対応して収益化できる繰入金がない”とも考えられるが、具体的には以下のとおり収益化する。

◆考え方のアウトライン

- ① 「繰入割合」の決定～償却資産に係る企業債のうち、どれだけ一般会計等が負担するかを決定する。
- ② 原則として、当年度の減価償却費に繰入割合を乗じた金額を、当年度の収益化額とする。
- ③ 当年度の収益化額は、当年度の長期前受金のうち、企業債に係る一般会計等繰入金の総現在高を限度とする。
⇒総現在高が不足する場合は、後年度、余剰が出た時に特別利益に計上し調整。



収益化額(←)は、以下の通り。
 (i) 繰入金の総現在高() ≥ (減価償却費()) × 繰入割合
 ⇒ 減価償却費 × 繰入割合
 (ii) 繰入金の総現在高 < (減価償却費 × 繰入割合)
 ⇒ 繰入金の総現在高

◆具体的な処理手順

1. 償却資産に係る企業債のうち、どれだけ一般会計等が負担するか決定する。
2. この場合、「公営企業の繰出基準」を踏まえ、各事業の内容に応じた償却資産の区分毎に繰入割合を決定する。
割合ではなく額で決定した場合、繰入割合 = 負担額 / 企業債の額 とする。
(※経営状況の把握、事務処理の正確性・簡便性の観点から、一定期間、割合を維持することが望ましい。)
3. 当年度の減価償却費に繰入割合を乗じた額を収益化する。
(※繰入割合が同じ償却資産をグループ化することで、より簡便な算定が可能となる。)
4. 当年度の収益化額の合計が、長期前受金のうち企業債償還に係る一般会計等繰入金の総現在高(前年度の繰入金残高 + 当年度の繰入額)の範囲内ならば、全額を収益化。
5. 当年度の収益化額の合計が総現在高を超える場合は、総現在高までを収益化し、残額は、後年度に、当年度の収益化を行った後総現在高に余剰に出た場合、その余剰の範囲内で特別利益に計上。

※4.、5.の方法で収益化する場合でも、個別の資産毎に減価償却、企業債、繰入の管理を行うことが望まれる。

※なお、個別の資産毎に繰入が行われた額を限度に収益化し、収益化できなかった分を後年度に調整する方法も可能。

建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金への繰入金の収益化方法

【設例①】(減価償却費×繰入割合)全額収益化できるケース

- ✓ n年度の償却資産(2つ)の状況(いずれも全額企業債で取得)
 - ・資産A … n年度末の残存価額600、(n+6)年度まで減価償却(各年度100)、企業債は全額償還済
 - ・資産B … n年度に価額1,200で取得、(n+10)年度まで減価償却(各年度120)、企業債は償還年数8年(2年据置、6年元金均等償還)
- ✓ 企業債の元金償還金への繰入割合 … 50%
- ✓ n年度末の元金償還金に係る繰入金残高 … 300(=資産Aの残存価額600に対する繰入れ済みの繰入金残高)

➤ この設例の場合、損益計算書、貸借対照表等の数値は、以下のとおりとなる。

項 目	n年度末	n+1年度	n+2年度	n+3年度	n+4年度	n+5年度	n+6年度	n+7年度	n+8年度	n+9年度	n+10年度
①減価償却額×繰入割合を算定											
減価償却費(a)	資産A 100+資産B 120	220	220	220	220	220	220	120	120	120	120
減価償却費×繰入割合(b)	a×50%	110	110	110	110	110	110	60	60	60	60
②収益化前の元金償還金に係る繰入金残高を算定											
前年度末繰入金残高(c)	前年度の(h)	300	190	80	70	60	50	40	80	120	60
元金償還金(d)		-	-	200	200	200	200	200	200	-	-
一般会計等繰入額(e)		-	-	100	100	100	100	100	100	-	-
収益化前の繰入金残高(f)	c+e	300	190	180	170	160	150	140	180	120	60
③収益化前の元金償還金に係る繰入金残高の限度で、収益化額を決定											
収益化額(g)	b	110	110	110	110	110	110	60	60	60	60
当年度末繰入金残高(h)	f-g	300	190	80	70	60	50	40	80	120	-

建設改良費に充てた企業債に係る元金償還金への繰入金の収益化方法

【設例②】(減価償却費×繰入割合)全額収益化できない年度があるケース

- ✓ n年度の償却資産(2つ)の状況(いずれも全額企業債で取得)
 - ・資産A … n年度末の残存価額400、(n+4)年度まで減価償却(各年度100)、企業債は全額償還済
 - ・資産B … n年度に価額1,200で取得、(n+10)年度まで減価償却(各年度120)、企業債は償還年数8年(2年据置、6年元金均等償還)
- ✓ 企業債の元金償還金への繰入割合 … 50%
- ✓ n年度末の元金償還金に係る繰入金残高 … 200(=資産Aの残存価額400に対する繰入れ済みの繰入金残高)

➤ この設例の場合、損益計算書、貸借対照表等の数値は、以下のとおりとなる。

項目	n年度末	n+1年度	n+2年度	n+3年度	n+4年度	n+5年度	n+6年度	n+7年度	n+8年度	n+9年度	n+10年度
①減価償却額×繰入割合を算定											
減価償却費(a)	資産A 100+資産B 120	220	220	220	220	120	120	120	120	120	120
減価償却費×繰入割合(b)	a×50%	110	110	110	110	60	60	60	60	60	60
②収益化前の元金償還金に係る繰入金残高を算定											
前年度末繰入金残高(c)	前年度の(i)	200	90	-	-	-	-	40	80	120	60
元金償還金(d)		-	-	200	200	200	200	200	200	-	-
一般会計等繰入額(e)		-	-	100	100	100	100	100	100	-	-
収益化前の繰入金残高(f)	c+e	200	90	100	100	100	100	140	180	120	60
③収益化前の元金償還金に係る繰入金残高の限度で、収益化額を決定											
当年度分収益化額(g) (※営業外収益)	b(f<bのときはf)	110	90	100	100	① 60	60	60	60	60	60
過年度分収益化額(h) (※特別利益)	※過年度に収益化できなかった分がある場合計上	-	-	-	-	40	② -	-	-	-	-
当年度末繰入金残高(i)	f-(g+h)	200	90	-	-	-	40	80	120	60	-

過去に収益化できなかった分:
(n+2)年度20
+(n+3)年度10
+(n+4)年度10

- ① 収益化額は原則(減価償却額×繰入割合)とするが、収益化前の元金償還金に係る繰入金の総現在高(前年度の繰入金残高+当年度の繰入額)を限度とする。
- ② 収益化できなかった分は、後年度、繰入金残高を超過しない範囲で収益化する。(過年度分の収益化額として特別利益に計上)